

フランスにおける公訴時効－その歴史と現状－

福 永 俊 輔

はじめに

1. 通史－フランス公訴時効制度の素描－
2. フランスにおける公訴時効制度の存在理由
3. フランス2017年法と公訴時効制度の概要

むすび

資料：フランス公訴時効関連条文・試訳（2017年改正）

はじめに

2017年、フランスでは公訴時効制度に関して大きな動きがあった。「刑事における時効を改正する2017年2月27日の法律第2017-242号」（la loi n° 2017-242 du 27 février 2017 portant réforme de la prescription en matière pénale。以下、「フランス2017年法」ということもある）が制定されたのである。これにより、フランスの公訴時効に関する一般法である刑事訴訟法の規定が全面的に改正され、あわせて関連する特別規定の改正ももたらされた。

翻ってわが国を眺めるに、周知のように2004年に公訴時効期間が延長され、さらに2010年には公訴時効期間の再延長と一部の犯罪についての公訴時効の廃止が実現された¹。とりわけ2010年改正では、改正法施行の際、すでに公訴時効が完成している罪には改正法の規定を適用しないことを定める一方で、改正法施行前に犯した罪で改正法施行の際に公訴時効が完成し

ていないものについては改正法の規定を遡及適用することとした。この遡及適用に関しては、公訴時効制度の廃止、さらには公訴時効期間の延長が実質的に被疑者に対して不利益をもたらすことが少なくないことから、事後法による遡及処罰の禁止を定めた憲法39条、適正手続の保障を定めた憲法31条などに関わる問題でもある。そのため、立法当局からも「刑事法学者や憲法学者からの反応が続出するだろう」との予測がなされたが²、予測に違わず、改正法の成立後は勿論、成立以前の法案の段階から数多の反応が寄せられた³。また、2017年には現行刑法典の制定以来110年ぶりに性犯罪規定の見直しがなされたが、性犯罪の公訴時効の撤廃、とりわけ被害者が年少者である場合の性犯罪の公訴時効の撤廃、さらには一定の年齢に達するまでの停止が、最終的には消極意見が多数を占めるに至ったものの、論点として検討に付されている⁴。このように、わが国においても、公訴時効制度は、少なからず議論的となっているのである。

わが国では、1880年制定にかかる治罪法において、「期満免除」という

- 1 2004年改正につき、例えば、松本裕＝佐藤弘規「刑法等の一部を改正する法律について」法曹時報57巻4号(2005年)31頁以下。2010年改正につき、例えば、吉田雅之『「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の概要』ジュリスト1404号(2010年)44頁以下。
- 2 森本昭夫「公訴時効の見直しについての遡及適用～『逃げ得を許さない』ための異例の策」立法と調査305号(2010年)33頁。
- 3 例えば、白取祐司「公訴時効制度『見直し』法案への疑問」法律時報82巻5号(2010年)1頁以下、松宮孝明「刑事時効の見直しの動きと問題点－公訴時効と刑の時効を含めて」季刊刑事弁護62号(2010年)8頁以下、足立昌勝「公訴時効廃止法案の問題点」法と民主主義448号(2010年)79頁以下、白取祐司＝河村智文＝片山徒有「座談会 公訴時効廃止法批判－こんな拙速な立法でよいのか」世界805号(2010年)65頁以下、大澤裕「人を死亡させた罪の公訴時効の改正」ジュリスト1404号(2010年)52頁以下など。
- 4 性犯罪の罰則に関する検討会「第4回会議(平成26年12月24日)議事録」15頁以下、「第8回会議(平成27年3月17日)議事録」12頁以下参照。また、性犯罪の罰則に関する検討会「とりまとめ報告書」7頁以下に、性犯罪に関する公訴時効の撤廃・停止をめぐる検討会における議論がまとめられている。なお、平成22年の刑法および刑事訴訟法改正の際に、参議院法務委員会において、「性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること」との附帯決議がなされている。

名称で公訴時効が規定された。治罪法はわが国初の近代的刑事手続法であるが、その編纂においてフランス人のお雇い外国人であるボアソナードの役割が大きく、治罪法は「フランス法系の刑事手続」⁵と評される。期満免除についても、規定が刑事手続法に設けられた点、期満免除による効果として公訴権が消滅するとされた点、期満免除の対象が全ての犯罪に広げられた点、期満免除の要件が単なる時の経過のみとされた点をはじめ、期満免除の期間やその他の規定についてもフランス法の成文ないし学説の中にその原型を見出すことができ、フランス法の影響が顕著であるとされる⁶。そして、その後、治罪法に定められた期満免除を土台にして、ドイツ法の影響を受けつつこれを改正する形で旧々刑事訴訟法、旧刑事訴訟法、現行刑事訴訟法へと公訴時効が受け継がれている⁷。治罪法がわが国の公訴時効制度の根幹をつくったと評される⁸所以である。

ところで、このようにわが国の公訴時効制度の根幹が治罪法に求められるとすれば、換言すれば、治罪法が影響を受けたフランスの公訴時効制度こそ、わが国の公訴時効制度の起源であるということができよう。本稿は、フランス公訴時効制度につき、フランス2017年法によって改正された公訴時効制度を概観するとともに、いかなる経緯を経て現状に達したのかを確認することにより、フランス公訴時効制度の現在の到達点を把握することをその目的とするものである。わが国の公訴時効制度の起源がフランスに求められることに鑑みれば、こうした作業も、日本における公訴時効制度をめぐる議論の参考に資するものと思われる。

- 5 団藤重光『新刑事訴訟法綱要 [6訂版]』（有斐閣 1958年）14頁。
- 6 松尾浩也「公訴の時効」日本刑法学会編『刑事訴訟法講座 第1巻』（有斐閣 1963年）198～199頁。もっとも、立法それ自体としては、わが国の治罪法は、期満免除につき、継続犯の起算点（治罪法13条但書）や中断の場合の最高限度（治罪法14条2項但書）など、フランス治罪法にはない規定を有しており、フランス治罪法よりも整備されていたとされる（松尾・前掲「公訴の時効」199頁）。
- 7 わが国における公訴時効の沿革を詳しくたどった先行研究として、松尾・前掲「公訴の時効」198頁以下、道谷卓「公訴時効—歴史的考察を中心として—」関西大学法学論集43巻5号（1994年）137頁以下、原田和往「公訴時効制度の歴史的考察」早稲田法学会誌54巻（2004年）165頁以下など。
- 8 松尾・前掲「公訴の時効」198頁。

1. 通史—フランス公訴時効制度の素描—

フランスにおける公訴時効がいかなる歴史的変遷を経て現在に至ったのか。まずはその点を素描することから始めたい。

フランスでは、古法において、すでに公訴時効が存在したとされる。すなわち、フランス古法は、20年で公訴権が消滅することを認めていたのである⁹。そして、期間の起算点につき、当該犯罪が遂行された日としていた¹⁰。ところで、こうしたフランス古法の公訴時効は、ローマ法からその着想を得たとされる¹¹。

ローマ法においては、犯罪が遂行された日から起算して20年で公訴権が消滅するとされた¹²。もっとも、20年の公訴時効は大部分の犯罪に適用されたものの、中には時効にかからない重罪も存在した。その代表的なものとして、尊属殺が挙げられる。これは、尊属殺が特別な刑罰で罰せられる特別な性質の犯罪であるため、立法者が通常の時効の対象とすべきでないと思慮したことに基づくとされる¹³。その他、出産偽証罪 (le crime de supposition de part) も、また、時効にかからない犯罪とされた¹⁴。他方、20年よりも短い時効期間が定められている犯罪も存在し、その場合、そこで定められた期間の経過によって20年経過せずとも時効が完成した。例えば、文書または書物による侮辱罪は通常の20年が公訴時効期間とされたが、口頭による侮辱罪の場合はそれよりもずっと短縮されて1年で時効が完成した¹⁵。その他、姦通罪や公金私消罪 (le crime de péculat) は5年の時効期間とされた¹⁶。

9 E. Brun de Villeret, *Traité théorique et pratique de la prescription en matière criminelle*, Paris, 1863, p.17.

10 Villeret, *op.cit.*, p.22.

11 H. Remy, *Les principes généraux du code pénal de 1791*, Paris, 1910, p.144.

12 Villeret, *op.cit.*, pp.9 et suiv..

13 Villeret, *op.cit.*, p.9.

14 Villeret, *ibid.* ; F. Hélie, *Traité de l'instruction criminelle, ou Théorie du Code d'instruction criminelle*, tome1, Paris, 1863, P.607.

15 Villeret, *op.cit.*, p.10.

16 Villeret, *op.cit.*, pp.9 et suiv. ; Hélie, *ibid.*.

上で示したように、フランス古法もローマ法同様に公訴時効を認め、その期間もローマ法同様20年とした。もっとも、その運用上、ローマ法ではその性質が重大であるとされた犯罪に対しても、20年の公訴時効を認めていたとされる。例えば、ローマ法では公訴時効にかからないとされた尊属殺や出産偽証罪に20年の公訴時効を認めたのである¹⁷。こうした運用に対しては、当時の刑法学者の中にも、謀殺、通貨偽造、汚職などには公訴時効を認めるべきではないと主張する論者がいた。しかしながら、こうした主張は認められることなく、これらの犯罪も、他の犯罪と同様20年の経過によって公訴時効が完成するとされた¹⁸。もっとも、このようにフランス古法の20年の公訴時効の対象となる犯罪はローマ法よりも広がったものの、全ての犯罪が対象とされたわけではない。すなわち、フランス古法においても、時効にかからない犯罪が存在したのである。例えば、決闘罪 (le duel)、不敬罪 (le crime de lèse - majesté)、暴利罪 (l'usure)、背教罪 (le crime d'apostasie) などがこの類の犯罪とされた¹⁹。また、フランス古法においても、20年よりも短い時効期間が定められている犯罪については、そこで定められた期間の経過によって、20年を経過せずとも時効が完成した。例えば、口頭による侮辱罪は1年、姦通罪は5年の時効期間とされた²⁰。また、慣習として20年よりも短い時効期間が用いられている地域もあり、エノー州やブルターニュでは公訴時効の期間は10年とされた²¹。

公訴時効制度は、フランス革命後、1791年フランス刑法典に規定されることとなる。1791年フランス刑法典によって打ち立てられた公訴時効の体系は、次の通りである²²。

17 Villeret, op.cit., p.17; Hélie, ibid..

18 Villeret, op.cit., pp.17 - 18.

19 Villeret, op.cit., pp.20 et suiv..

20 Villeret, op.cit., pp.19 - 20.

21 Hélie, ibid..

22 訳文は、内田博文＝中村義孝「資料 フランス一七九一年刑法典」立命館法学（1971年）185頁による。

第一編 刑の言渡しについて

第六章 刑事事件における時効について

第一条 いかなる訴追も受けることなしに三年を経過した後は、何人も重罪を理由としていかなる刑事訴訟も提起され得ない。

第二条 重罪を理由として訴追が開始された場合においても、起訴陪審が訴追を受けた者に対する起訴の理由があると宣言することなしに六年を経過した後は、その訴追を受けた者であると否とを問わず、何人もその重罪を理由として訴訟を提起され得ない。本条及び前条の定める期間は、重罪の存在が確認され又は法的に認定された日から起算する。

1791年フランス刑法典の編纂において、公訴時効制度は力がそそがれた問題ではなく、法案の段階においては公訴時効にかかわるいかなる規定も存在しなかったが、その最終段階に公訴時効の規定が追加され、1791年9月19日の議会において議論もなく採決がなされて設けられた²³。

見られるように、1791年フランス刑法典における公訴時効制度は、フランス古法におけるそれとはいささかその様相を異にする。まず目を惹くところとして、公訴時効の期間が3年と、フランス古法と比して大幅に短縮されている。また、時効の起算点も、当該犯罪が遂行された日としたフランス古法と異なり、重罪の存在が確認された日、または、法的に認定された日とされている。

ところで、1791年フランス刑法典は時効で消滅することのない重罪を認めておらず、全ての重罪に適用された。この点も、フランス古法と異なる点である。もっとも、条文上は、公訴時効は重罪を対象として規定されている。しかし、公訴時効を定める1791年フランス刑法典の規定は、軽罪および違警罪にも用いられ、結局、公訴時効はすべての犯罪に妥当したとき

23 Remy, op.cit., pp.145 - 146. なお、公訴時効の規定が法案の段階で設けられなかった理由につき、ルミは、立法作業が性急であったゆえに生じた立法者の失念であり、意図してなされたものではないとする (Remy, op.cit., p.146.)。

れる²⁴。

また、1791年フランス刑法典は、「時効の中断」(l'interruption de la prescription)を定めた。時効の中断とは、法が定める一定の事由に該当する場合に、これまでにすでに進行した公訴時効期間を無に帰することとするものである。ローマ法においては時効の中断事由は存在せず、起訴によって時効の進行が停止するのみであったとされる²⁵。これに対し、フランス古法においては、ローマ法と同じく時効の中断は知られていなかったとする論者²⁶と時効の中断は存在したとする論者²⁷で争いがあるところである。1791年フランス刑法典は、3年の公訴時効の期間中に訴追がなされた場合その期間は6年になるとし、その訴追を受けた者であると否とを問わず、その間に起訴陪審が訴追を受けた者に対して起訴の理由があると宣言しなかった場合、訴追を提起されないと定めた。これは、3年の時効は訴追の開始によって中断され、その期間が6年となることを定めるものである²⁸。このように、1791年フランス刑法典では、訴追の開始をもって時効の進行が中断することを規定した。

もっとも、1791年フランス刑法典は犯罪や法定刑などの軽重で時効期間に差を設けていないために一律の適用しかなく、また、とりわけ時効の起算点に対する批判が多くなされており²⁹、そのため、1791年フランス刑法典における公訴時効は、極めて不完全であるとの評価がなされている³⁰。

その後、革命暦4年(1795年)に罪刑法典(革命暦4年ブリュメール3日法典)が制定され、公訴時効制度は、次のように規定された³¹。

24 Villeret, op.cit., p. 32.

25 Villeret, op.cit., p. 11.

26 B. Bouloc, Procédure pénale, 25^eéd., Paris, 2015, p. 192.

27 Remy, op.cit., p. 145.

28 Remy, op.cit., pp. 147 - 148.

29 例えば、Villeret, op.cit., p. 31 - 32. J. Ortolan, Éléments de droit penal, 5^eéd., Paris, 1886, p. 333.

30 Remy, op.cit., p. 148.

31 訳文は、沢登佳人=藤尾彰=鯉越溢弘「資料 邦訳・大革命期のフランスの刑事訴訟立法(その二)、罪刑法典(一)(革命暦四年霧月三日)」法政理論 17巻4号(1985年)140~141頁による(なお、括弧内ママ)。

前提となる諸規定

第九条 ある犯罪の存在が知られて法的に確認された日から起算して三年が経過した後であって、その（三年の）間に如何なる追行も（その犯罪に対して）なされなかったときには、その犯罪を理由に、如何なる公訴権も、如何なる私訴権も、提起されえない。

第十条 ある犯罪を理由に、（上記の）三年以内に、刑事であれ民事であれ訴追が開始されたならば、（刑事民事）いずれの訴権も、その訴追に含まれていない（その犯罪を犯したとされる）人に対してさえ、六年存続する。

その六年は、（上記の三年と）同様に、その犯罪の存在が知られて法的に確認された日から起算される。

この期間経過後は、何びとも、その期間中に欠席によって有罪宣告を下されなければ、刑事上であれ民事上であれ、追求されえない。

時効の起算点につき、1791年フランス刑法典では「重罪の存在が確認され又は法的に認定された日から起算する」（*jour où l'existence du crime aura été connue ou légalement constatée*）と規定したものを、革命暦4年の罪刑法典では「犯罪の存在が知られて法的に確認された日」（*jour où l'existence du délit a été connue et légalement constatée*）と規定されており、若干その要件が異なっているものの、公訴時効の期間、時効の中断などの点ではいずれも同様であり、革命暦4年の罪刑法典における公訴時効は、1791年フランス刑法典における公訴時効を、「ほぼ再録した」と評されている³²。また、革命暦4年の罪刑法典では、公訴時効が問題となる犯罪につき“le délit”という文言が用いられているが、ここではもっとも一般的な意味で用いられており、そのため、刑法上の全ての犯罪と理解されていたとされる³³。もっと

32 Remy, *ibid.*.

33 Villeret, *op.cit.*, p.34.

も、このことは、1791年フランス刑法典と同様に、一律の時効期間の適用しかなされていなかったことを示している。

このように見ると、1791年フランス刑法典における公訴時効をきわめて不完全であると評価した論者は、革命暦4年の罪刑法典における公訴時効も、また、同様に不完全に映ったことは想像に難くない。事実、1808年フランス治罪法典における公訴時効につき、それ以前の公訴時効規定と比べてはるかに完全なものとなったとの評価をなしているのである³⁴。1808年フランス治罪法典における公訴時効の規定は、次の通りである³⁵。

第V章 時効について

第637条 死刑もしくは無期身体刑が科せられる性質の重罪または身体刑もしくは名誉刑が科せられるその他の重罪に起因する公訴権および付帯私訴権は、その重罪が犯された日から起算して10年間いかなる予審も訴追も受けなかったときは、その期間が経過したときに時効により消滅すべきものとする。

その重罪が、前項の期間内に予審または訴追を受けたが判決にいたらなかったときは、その予審または訴追に含まれなかった者に対しても、公訴権および付帯私訴権は、予審または訴追の最後の行為から起算して10年を経過した後でなければ時効により消滅しないものとする。

第638条 前条に定められた二つの場合において且つそこで設けられた期間の区別に従って、軽罪刑に処せられるべき性質の軽罪に関しては、時効期間は3年に減らされるべきものとする。

第640条 違警罪についての公訴権および付帯私訴権は、調書があり、逮捕され、予審または訴追が行われていても、違警罪が犯された日から起算して1年の期間内に刑の言渡しが行なわれな

34 Remy, *ibid.*.

35 訳文は、中村義孝『ナポレオン刑事法典資料集成』（法律文化社 2006年）137頁による。

いときは、その期間が経過したときは時効により消滅すべきものとする。第一審において控訴により争うことができる性質を持った終局判決がなされたときは、控訴の通知から起算して1年を経過したときは、公訴権および付帯私訴権は時効により消滅するべきものとする。

見られるように、1808年フランス治罪法典は、フランス古法よりも短いものの、1791年フランス刑法典、革命暦4年の罪刑法典よりも重罪の公訴時効期間の延長がなされ10年とされたほか、時効の起算点も、1791年フランス刑法典、革命暦4年の罪刑法典で採用された「重罪の存在が確認され又は法的に認定された日」、「ある犯罪の存在が知られて法的に確認された日」を放棄して、「その重罪が犯された日」とされている。このように、フランス古法の公訴時効制度への回帰を見て取ることができるのである。

1808年フランス治罪法典は時効で消滅することのない重罪を認めておらず、全ての重罪に適用された。加えて、別に規定を設けて、重罪のみならず、軽罪、違警罪も公訴時効の対象となることを明らかにし、全ての犯罪が公訴時効の対象となるとした。もっとも、重罪、軽罪、違警罪をすべて一律とするのではなく、犯罪の軽重に従って公訴時効期間に長短を設け、重罪10年、軽罪3年、違警罪1年とされた。なお、軽罪、違警罪についても、それぞれが行われた日に時効の起算点が置かれた。

1808年フランス治罪法典は、また、時効の中断についても規定を整備し、訴追行為および予審行為を時効の中断事由として規定した。もっとも、これは重罪および軽罪についてのみ妥当し、違警罪は、いかなる訴追行為、予審行為によっても時効の中断はない。違警罪の公訴時効は、犯罪遂行の日から1年という公訴時効期間を定めているものの、重罪、軽罪と異なり、犯罪遂行の日から刑の言渡しまでの期間を公訴時効期間としているのである。そして、違警罪については、控訴が認められる判決に限り、当該判決の言渡しにより時効が中断するとされた。

この1808年フランス治罪法典をもって、犯罪の軽重によって長短をつけ

て、犯罪遂行後一定の時の経過を要件としてすべての犯罪に公訴時効を認めるという体系が確立された。そして、この体系は公訴時効に関する一般法としてその後脈々と受け継がれ、現在に至っている。さらに、フランス治罪法で確立された公訴時効の体系は、上で見たようにわが国の治罪法に持ち込まれわが国の公訴時効制度の起源となったといえるものであるが、わが国のみならず、1808年フランス治罪法典の「世界的普及」³⁶とも相俟って広くフランス法の影響を受けた諸外国の立法に大きな影響を与え、確固たる地位を占めたとされる³⁷。

ところで、このように公訴時効に関して一般法が確立した一方で、特別規定もおかれることとなる。例えば、フランス1881年出版自由法は、その65条で、出版に関する犯罪につき、時効期間を3か月と定めた³⁸。また、判例も、公訴時効に関する一般法につき、これを拡張して解釈を行った。例えば、背任罪 (*abus de confiance*) につき、その罪質が人目につきにくく、犯罪が行われたことを被害者や訴追機関が把握しにくいとして、時効の起算点は犯罪が明らかになった日に定められなければならないと判示した³⁹。これは、犯罪が行われてからしばらくたった時点で時効が起算し始めるとすることであり、特定の犯罪について時効の起算点の繰り下げを認めるものである。その他時効の中断に関して、予審判事による事件受理や、公訴提起に先立ち検察官の指示に基づいてまたは職権で司法警察職員が行う犯罪証拠についての情報収集活動である非公式捜査 (*l'enquête officieuse*)⁴⁰・検察官の指示に基づく司法警察員による記録手続 (*procès-verbal*) の作成⁴¹を中断事由として認めた。これは、訴追行為および予審行為以外に、時効の中断事由を認めるものである。

36 沢登佳人=沢登俊雄『刑事訴訟法史』（風媒社 1968年）165頁以下。

37 道谷・前掲「公訴時効」77頁。

38 フランス1881年出版自由法については、大石泰彦「資料 フランス一八八一年出版自由法」青山法学論集31巻4号（1990年）209頁以下。とりわけ65条については、233頁。

39 Cass. crim. 30 juin 1864, D.P., 1866, 1, 362.

40 Cass. crim. 15 avril 1937, S. 1938, 1, 233, note Huguéney.

41 Cass. crim. 11 février 1938, S. 1938, 1, 235.

また、時効に関する法改正の動きも見られた。すでに1879年以来1808年フランス治罪法改正作業が始められていたが、1944年の第二次世界大戦のフランス解放の直後、アンリ・ドヌデュー・ド・バーブル（Henri Donnedieu de Vabres）が主宰する委員会が組織され、1949年に改正草案が公表された。この改正草案は、大審裁判所検事正（le procureur de la République）に訴追と予審の権限を集中させ、公訴時効の起算点を「犯罪が明らかになった日」とする内容のもので、革命暦4年の罪刑法典に回帰するものである。この草案に対しては、社会利益の防衛には好意的であるが、個人の自由の後退を示すものであるとされ、そのため裁判官や学界からの批判の対象となった⁴²。その後、アントナン=ベッソン（Antonin Besson）を委員長とする刑事立法研究委員会が1953年に設置され、新たな法案の作成が委任された。この法案では、公訴時効は1808年フランス治罪法典から着想を得ており、第一編の総則規定の早い段階に規定された。この法案は1957年12月27日に国民議会を通過し、1957年12月31日の法律第57-1426号として公布され、現行刑事訴訟法となる。公訴時効制度は、刑事訴訟法7条から9条にかけて規定がなされた。この規定は、1958年12月23日のオルドナンスによる部分的修正を加えられてはいない。現行刑事訴訟法に規定された公訴時効制度は、次の通りである。

序編 公訴および私訴

第7条 公訴権は、重罪に関しては、その重罪が犯された日から起算して満10年を経過し、その期間内において、いかなる予審または訴追がなされなかった場合、時効により消滅する。

前項の期間内に予審または訴追がなされた場合、公訴権は、その最後の処分から起算して満10年を経過した後でなければ、時効によって消滅しない。当該予審または訴追の処分に含まれていない者に関しても、同様である。

42 B. Bouloc, Regard sur la prescription pénal, AJPénal n°6, 2016, p.295.

第8条 軽罪に関して、公訴権の時効の期間は、満3年とする。時効は、前条に定める区別に従って完成する。

第9条 違警罪に関して、公訴権の時効の期間は、満1年とする。時効は、第7条に定める区別に従って完成する。

見られるように、1808年フランス治罪法と同じ内容を定める規定であるが、違警罪も、重罪、軽罪と同様の扱いを受けることが定められた。

ところで、現行刑事訴訟法下でも、特別規定による一般法の適用外の場合が多く設けられている。例えば、1964年には、「人道に対する重罪への時効不適用を確認するための1964年12月26日の法律第64-1326号」(Loi n° 64-1326 du 26 décembre 1964 tendant à constater l'imprescriptibilité des crimes contre l'humanité) が制定され、それまでフランスには時効にかからない犯罪は存在しなかったが、「人道に対する重罪」に関して、時効の適用がないことが定められた。人道に対する重罪は1994年施行にかかるフランス新刑法典においても受け継がれ、刑法211-1条から刑法212-3条にかけて「集団殺害(ジェノサイド)」、「政治的動機等による非人道的行為」、「非人道的目的での集団形成」などを規定するが、刑法213-5条がこれらの人道に対する重罪に時効を適用しないことを定めた。

また、特定の犯罪に関して、時効の期間を延長した。例えば、「裁判組織および民事、刑事、行政手続に関する1995年2月8日の法律第95-125号」(LOI n° 95-125 du 8 février 1995 relative à l'organisation des juridictions et à la procédure civile, pénale et administrative) により、テロに関する重罪の時効を30年とし(刑事訴訟法706-25-1条)、麻薬売買に関する重罪の時効を30年、軽罪の時効を20年とするなどした(刑事訴訟法706-31条)。時効の期間が延長される特定の犯罪はその後も増えており、2000年代に入っても、例えば「生命倫理に関する2004年8月6日の法律第2004-800号」(Loi n° 2004-800 du 6 août 2004 relative à la bioéthique) により刑法典上に「人類に対する重罪」(Des crimes contre l'espèce humaine) を設けて優生およびクローン製造に関する重罪を規定したが³(刑法214-1以下)、

刑法215-4条で、これら重罪の時効の期間を30年と定めた。

その一方で、刑法434-25条が定める司法への信用失墜行為については、その4項で時効期間を3か月とし、選挙法典L114条は、選挙犯罪につき、時効期間を選挙の結果の公表から6か月とするなど、一般法の規定する公訴時効期間よりも短い期間が定められている場合も存在する。

さらに、未成年者保護との関連でも、一般法の適用外の場合が設けられた。「未成年者に対する劣悪な待遇の予防および児童保護に関する1989年7月10日の法律第89-487号」(La loi n° 89-487 du 10 juillet 1989 relative à la prévention des mauvais traitements à l'égard des mineurs et à la protection de l'enfance)により刑事訴訟法7条2項が改正され、被害者が未成年であり重罪が尊属親またはその者に対して権限を有する者によって行われた場合には、公訴時効の期間は、その者が成人に達した時に再開または新たに経過するとしたのである。これは、被害者が未成年の間は時効の進行が停止するのであるから、一般法が定める公訴時効の期間を事実上延長するものである。この規定は、1995年に公訴時効の期間は被害者が成人に達してから経過し始めると改正されるとともに刑事訴訟法8条2項を新設して軽罪にも拡大された。1998年には、刑事訴訟法7条を改正して、重罪につき、主体を限定せずに未成年者に対して行われた場合には公訴時効の期間はその者が成人に達した時に経過し始めるとする一方で、軽罪についても刑事訴訟法8条を改正して、身体の一部喪失・永続的障害を引き起こす暴行、強姦以外の性的攻撃などの特定の犯罪について、これが未成年者に対して行われた場合には、公訴時効の期間はその者が成人に達した時に経過し始めるとするとともに、対象となる特定の犯罪のうち、性的攻撃および性的侵害につき傷害結果を引き起こした場合、尊属親または被害者に対して権限を有する者によって行われた場合、複数人で実行した場合などの加重性的攻撃と加重性的侵害に関して、公訴時効の期間を10年へと延長した。これら規定はその後も改正が重ねられ、未成年者に対して行われた強姦、拷問および野蛮行為や人身売買などの重罪につき20年、性的攻撃などの軽罪については10年、15歳未満の者に対して行われた性的攻撃などの軽罪については20年の期間

とするとともに、いずれも被害者が成人に達してから公訴時効期間が経過し始めるとされた。

このように、犯罪が行われた日から起算して重罪10年、軽罪3年、違警罪1年で公訴時効が完成することを一般法が定めながらも、多くの特別規定がその期間の延長をもたらし、時効の起算点を変更するなどの状況にあった。しかも、それら特別規定も、一般法を定める刑事訴訟法に置かれるのみならず、刑法やその他の法令に置かれる場合もあるなど、多岐にわたっていたのである。

フランスにおいて、今日、公訴時効制度は、無秩序な立法による数多の改正と制定法に反する司法的解決の特徴を示すものとされている⁴³。

2. フランスにおける公訴時効制度の存在理由

一定の時の経過によって公訴権が消滅し、もはや公訴の提起を許さないとする公訴時効制度は、結局のところ、時の経過という事実のみをもって犯人に不処罰を与えるものである。それゆえ、公訴時効制度に対して学説上絶えず批判が加えられてきたのも事実である。例えば、犯罪者に対する社会防衛という観点から、時の経過は犯人の危険性を弱めないにもかかわらず、重大な犯罪の犯人も軽微な犯罪の犯人も同じように時効の恩恵に浴することは、社会防衛にとって有害であると説かれる。さらに、イタリア実証主義学派は、常習犯や傾向犯に対して時効を廃止することを主張した⁴⁴。しかしながら、こうした主張にもかかわらず、前章でみたように、フランスでは公訴時効制度が維持されてきた。それでは、フランスでは公訴時効制度の存在理由はどのように説かれるのであろうか。換言すれば、時の経過という事実、いかなる意義が求められているのであろうか。

公訴時効制度は、まず、「社会の平穩の維持」からその存在理由が説か

43 C. Courtin, La prescription des infractions contre les mineurs, *AJPénal* n° 6, 2016, p. 299.

44 G. Vidal, *Cour de droit criminel et de science pénitentiaire*, 5^e éd., Paris, 1910, p. 842 et pp. 738 et suiv. なお、ベッカリーア（風早八十二＝五十嵐二葉訳）『犯罪と刑罰』（岩波文庫 1938年）74～75頁。

れる。すなわち、犯罪後一定の時間が経過することによって社会に平穏と安寧がもたらされるが、一定の時間が経過した後に時宜に遅れて公訴を提起することは犯罪の記憶をよみがえらせ社会の平穏を脅かすことになるので、犯罪の記憶をよみがえらせるよりは犯罪の記憶を忘れた方がよいということに基づく⁴⁵。これは、また、犯罪の犯人に利益をもたらす「忘れられる権利」(le droit à l'oubli)としても理解されている⁴⁶。

公訴時効制度は、また、「証拠の衰弱による誤判の危険とその防止」からその存在理由が説かれる。すなわち、犯罪後時の経過とともに証拠が失われ、証拠物の消失や証人の記憶があいまいかつ不正確になることや、証人それ自体を探すことが困難になるなどの証拠の衰弱がもたらされることとなる。したがって、犯行後過度に時間が経過してなされた公訴は、誤判を引き起こす危険が増す。刑事司法ひいては社会の利益のために誤判を避けるための最善の方策は、公訴権の行使を放棄することである⁴⁷。このような理解である。

さらに、「怠慢」も、公訴時効制度の存在理由として説かれる。すなわち、訴追機関は、社会的に時宜にかなった時に訴追権を行使しなければならなかったにもかかわらず、行動を起こさなかった。それにより、訴追機関の行動権が喪失するために、もはや公訴を提起することができなくなる⁴⁸。このような理解である。そして、こうした訴追機関の公訴権の喪失は、行動を起こさないという怠慢に対する制裁であるとされる⁴⁹。「犯罪が行われた日」ではなく「犯罪の存在が確認された日」に時効の起算点を定めた1791年フランス刑法典、革命暦4年の罪刑法典における公訴時効が、この理由を根拠としたものである。また、これとの関わりにおいて、公訴時効は

45 J.Pradel, Procédure Pénale, 17^eéd., paris, 2013, p193; Bouloc, op.cit., p296.

46 Bouloc, supra note 26, p. 183; E. Vergès, La prescription de l'action publique rénovée, Revue de science criminelle et de droit pénal comparé n°. 1, 2017, p.92

47 Bouloc, ibid.; Pradel, ibid.; Vergès, ibid..

48 Bouloc, ibid.; Pradel, ibid.; Vergès, ibid..

49 Bouloc, supra note 42, p296; D. Boccon — Gibod, Les exigences contradictoires d'un régime raisonné de la prescription de l'action publique, AJ Pénal n°. 6, 2016, p. 298.

訴追機関に対し行動に向かわせるための圧力手段となり、手続の迅速化をもたらす手段となることも、公訴時効制度の存在理由として説かれている⁵⁰。

加えて、「犯人の主観面」からも、公訴時効制度の存在理由が説かれる。すなわち、時効が達成されるまでの間、犯人は、犯罪の発覚や訴追を受けることに対する不安と恐れの中に自らの身を置き、さらに、自らが引き起こした犯罪に対する後悔の苦悶に苛まれ続ける。いわば一度処罰されているのと同じなのであって、時効が達成された後に刑罰を科すことは「二重処罰の禁止」の原則を認めないことになる⁵¹。このような理解である。そして、この理解が、1808年フランス治罪法の作成の際に考慮に入れられた考え方であるとされる⁵²。さらに、犯人の主観面との関係では、一定の時の経過が公訴権を消滅させるという時効の効果から、この間新たな犯罪に出ることによって自らを捜査や訴追の危険にさらすよりも新たな犯罪を行うことなく暮らした方が自らにとって利益となるという考慮が働くこととなるのであり、いわば、公訴時効は、猶予制度と同様に刑事政策の一手段となっている⁵³。人間は変わりやすいものであり、犯人も長い時間が経過すればするほどより変化することとなるが、犯罪後長い時間が経過してから処罰をすることは犯罪を行った者とは別の者を処罰することになり、時宜に遅れた処罰は、犯人の社会復帰という刑罰の目的を認めないこととなる⁵⁴。このようにも説かれている。

これら公訴時効制度の存在理由は近時説かれ始めたというわけではなく、フランスにおいて伝統的に説かれてきたものである⁵⁵。もっとも、こうした公訴時効制度の伝統的な存在理由は、依然として有力な正当化事由として主張されているものの、現在では刑事司法の進化に合わせて徐々に衰退し

50 Bouloc, *ibid.*.. さらに、ブロックは、これにより時効の中断の不当な繰り返しを妨げることになるとも指摘する。

51 Bouloc, *ibid.* ; Pradel, *ibid.*..

52 Bouloc, *ibid.*..

53 Pradel, *ibid.*..

54 Bouloc, *ibid.*..

55 例えば、Hélie, *op.cit.*., p.606; R. Garraud, *Précis de droit criminel*, 9^eéd, Paris, 1907, pp.567 — 568; Vidal, *op.cit.*., p.842.

てきているともされる⁵⁶。

伝統的な公訴時効制度の存在理由を揺るがせたひとつの事由が、「被害者」である。いうまでもなく、刑事手続における被害者の地位は、従前に比べて格段に変化した。ところで、上で見た伝統的な公訴時効の存在理由は、公訴時効が何の／誰のための制度かという観点からこれを眺めた時、社会および犯人にそのベクトルが向けられているが、被害者には向けられてこなかった。そこで、刑事手続における被害者の地位の変化に伴い、伝統的な公訴時効の存在理由に被害者という観点からの照射がなされたのである。社会の平穏や誤判の防止という社会の利益のために時効を認めることは、正義が被害者に回復されることを妨げるものである⁵⁷。忘れられる権利についても、犯罪の記憶を長い間維持し続けている多くの被害者団体の存在を前にしては、その根拠が失われている⁵⁸。このように説かれている。

また、捜査技法・科学捜査の発展により、証拠としてのDNAの価値を高め、一定の時が経過した後でも犯罪の立証が可能となった。実際、1987年に発生した16歳の女子学生の強姦殺人事件につき、19年後に犯人を逮捕して訴追の上終身刑を言い渡したが、その決め手となったものがDNAである。このように、「技術の進歩」から、証拠の衰弱を根拠とした公訴時効制度の存在理由の正当性に疑義が唱えられている⁵⁹。

怠慢に関しても、その罪質が人目につきにくく犯罪が行われたことを被害者や訴追機関が把握しにくい犯罪の場合や犯人自らが犯罪の発覚を妨げる目的でその手立てを施した場合、さらにはDVのような家庭内で犯罪が行われる場合など、訴追機関が時宜にかなった訴追権の不行使に至った理由につき訴追機関の責に帰すことのできない場合もあるのであり、一定の時の経過の間訴追機関が訴追権を行使できなかった要素の多様性を無視する

56 Vergès, *ibid.*.

57 Boccon – Gibod, *ibid.*.

58 A.Tourret, Rapport n°3540, au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la république sur la proposition de loi(n°2931), enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 2 mars 2016, p.22.

59 Vergès, *ibid.*.

ものであると説かれている⁶⁰。判例も、すでにみたように、背任罪につき、その罪質が人目につきにくく犯罪が行われたことを被害者や訴追機関が把握しにくい犯罪であることを理由に時効の起算点を遅らせていたが、背任罪以外にも、会社財産の濫用（l'abus de biens sociaux）⁶¹、公金私消⁶²、虚偽広告⁶³、横領⁶⁴、贈収賄⁶⁵など、同じくその罪質が人目につきにくく犯罪が行われたことを被害者や訴追機関が把握しにくい犯罪につき時効の起算点を遅らせる判断を拡張しており、こうした犯罪に対する判例の蓄積がみられるのである。

犯人の主観面に関しても、犯人は各自個別に行動を行うのであって、時の作用は全ての犯人に同じではないとする司法心理学の研究データを踏まえ、批判が加えられている⁶⁶。

このように公訴時効制度の伝統的な存在理由につき批判が加えられ、それらが衰退しているとされる一方で、伝統的な公訴時効制度の存在理由にかわって現代的な存在理由が出現し、公訴時効制度の維持を正当化しているとされる。その一つが、「合理的な期間内に裁判を受ける権利」からの公訴時効の正当化である。すなわち、欧州人権条約6条1項は合理的な期間内に裁判を受ける権利を定めているが⁶⁷、通常はその権利は法廷における手続に一定の速度を課し遅延なく裁判を受ける権利として理解されているものの、広く解釈をすれば、合理的な期間内に裁判を受ける権利はある者を犯罪の実行から過度に離れた時に裁判にかけることを妨げていると解釈することが可能なのであり、公訴時効制度は合理的な期間内に裁判を受ける

60 Vergès, *ibid.*.

61 Cass. crim. 13 janvier 1970, D.1970.345, note J.M.R..

62 Cass. crim. 20 juillet 1982, Bull. n°195.

63 Cass. crim. 20 février 1986, Bull. n°70.

64 Cass. crim. 10 mars 1992, Gaz. Pal. 31 octobre 1992.

65 Cass. crim. 19 mars 2008, Bull. n°71.

66 Pradel, *ibid.*.

67 欧州人権条約6条1項「すべての者は、その民事上の権利および義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内に公正な公開審理を受ける権利を有する。……」。

権利を体現したものであると解されるとするのである⁶⁸。

その他、時効期間の差異、さらには、一般法で定める公訴時効期間をさらに伸ばした期間を特別規定により定めることにより、被害者に引き起こされた侵害の程度、さらには、犯罪の重大性を示す尺度としても、公訴時効は機能しているとされている⁶⁹。

3. フランス2017年法と公訴時効制度の概要

フランス2017年法による改正前の主な公訴時効の状況をまとめたものが、下記表1である。

表1

一般法		
犯罪	根拠条文	時効の期間
重罪	刑事訴訟法7条 ⁷⁰	10年（犯罪遂行の日から）
軽罪	刑事訴訟法8条 ⁷¹	3年（犯罪遂行の日から）
違警罪	刑事訴訟法9条 ⁷²	1年（犯罪遂行の日から）

68 A.Tourret, G. Fenech, Rapport d'information N°2778 sur la prescription en matière pénal, enregistré à l'Assemblée nationale le 20 mai 2015, p.17.

69 Boccon — Gibod, ibid..

70 刑事訴訟法 7 条

① 公訴権は、重罪に関しては、刑法 213 - 5 条の規定を除いて、その重罪が犯された日から起算して満 10 年を経過し、その期間内において、いかなる予審または訴追がなされなかった場合、時効により消滅する。

② 前項の期間内に予審または訴追がなされた場合、公訴権は、その最後の処分から起算して満 10 年を経過した後でなければ、時効によって消滅しない。当該予審または訴追の処分に含まれていない者に関しても、同様である。

③ 刑事訴訟法 706 - 47 条に規定されている重罪および刑法 222 - 10 条に規定されている重罪が未成年者に対してなされた場合、公訴時効の期間を 20 年とし、その期間は、当該未成年者が成年に達した時から進行を開始する。」

フランスにおける公訴時効—その歴史と現状—

特別規定		
重罪関連		
犯罪	根拠条文	時効の期間
人道に対する重罪（刑法211-1条～212-3条 [「集団殺害（ジェノサイド）」、「政治的動機などによる非人道的行為」、「非人道的目的での集団形成」など]）	刑法213-5条	時効なし
人類に対する重罪（刑法214-1条～214-4条 [「優生およびクローン製造に関する重罪」]）	刑法215-4条	30年（犯罪遂行の日から） または 30年（クローン製造に関して、出生に至った場合には当該子供が成人に達してから）
強制失踪（刑法221-12条）	刑法221-18条	30年（犯罪遂行の日から）
戦争犯罪（刑法典第4編の2）	刑法462-10条	30年（犯罪遂行の日から）
テロ関連犯罪（刑事訴訟法706-16条）	刑事訴訟法706-25-1条	30年（犯罪遂行の日から）
麻薬の売買に関する重罪（刑事訴訟法706-26条）	刑事訴訟法706-31条	30年（犯罪遂行の日から）
大量破壊兵器および核兵器拡散に関する重罪（刑事訴訟法706-167条）	刑事訴訟法706-175条	30年（犯罪遂行の日から）
未成年者に対して行われた刑事訴訟法706-47条に規定する重罪 ⁷³	刑事訴訟法7条	20年（被害者が成人に達してから）

71 刑事訴訟法8条

① 軽罪に関して、公訴権の時効の期間は、満3年とする。時効は、前条に定める区別に従って完成する。

② 刑事訴訟法706-47条に規定される軽罪で未成年者に対してなされた場合の公訴時効の期間は、10年とする。刑法222-12条、222-29-1条および227-26条に規定される軽罪の公訴時効の期間は、20年とする。これらの期間は、被害者が成人に達した時から進行を開始する。

③ 刑法223-15-2条、311-3条、311-4条、313-1条、313-2条、314-1条、314-2条、314-3条、314-6条および321-1条に規定されている軽罪で、年齢、疾患、障害、肉体的もしくは精神的欠陥、または、妊娠により脆弱な状態にある者に対して行われた場合、その公訴時効の期間は、公訴の提起を可能とする条件において、当該犯罪が被害者に対して明らかになった日から起算される。」

72 刑事訴訟法9条「違警罪に関して、公訴権の時効の期間は、満1年とする。時効は、第7条に定める区別に従って完成する。」

未成年者に対してなされる刑法222-10条に規定する身体の一部喪失または永続的障害を引き起こす加重暴行に関する重罪	刑事訴訟法7条	20年（被害者が成人に達してから）
秘密裡に行われた犯罪または隠匿犯罪	判例による	10年（公訴の提起を可能とする条件において当該犯罪が明らかなものとなった日から）
軽罪関連		
犯罪	根拠条文	時効の期間
戦争犯罪（刑法典第4編の2）	刑法462-10条	20年（犯罪遂行の日から）
刑法421-2-5条から421-2-5-2条に規定する煽動または教唆に関する軽罪を除く刑事訴訟法706-16条に規定するテロ関連の軽罪	刑事訴訟法706-25-1条	20年（犯罪遂行の日から）
麻薬の売買に関する軽罪（刑事訴訟法706-26条）	刑事訴訟法706-31条	20年（犯罪遂行の日から）
大量破壊兵器の拡散および核兵器の拡散に関する軽罪で10年以下の拘禁刑で処罰される場合（刑事訴訟法706-167条）	刑事訴訟法706-175条	20年（犯罪遂行の日から）
刑事訴訟法706-47条に規定する特定の軽罪でそれらが未成年者に対してなされた場合 ⁷⁴	刑事訴訟法8条	10年（被害者が成人に達してから）

73 具体的には、強姦（刑法222-23条～刑法222-26条）、拷問・野蠻行為（刑法222-1条～222-6条）、強姦、拷問・野蠻行為に先行してまたは同時に行われた謀殺または故殺もしくは法律上累犯の身分で行われた謀殺または故殺（刑法221-1条～221-4条）、15歳未満の未成年の売春斡旋（刑法225-7-1条）、人身売買（刑法225-4-1条～225-4-4条）が含まれている。

74 具体的には、性的攻撃（刑法222-27条～222-29条、222-30条～222-31-1条）、刑法227-25条および227-27条に規定する性的侵害、人身売買（刑法225-4-1～225-4-4条）、売春斡旋（刑法225-7条1号）、売春の利用（刑法225-12-1条、225-12-2条）、未成年者の墮落的助長（刑法227-22条）、電子通信手段を用いた15歳未満の未成年に対する性的誘引（刑法227-22-1条）、児童ポルノに関する軽罪（刑法227-23条）、未成年者の目に触れるおそれのある暴力的メッセージまたはポルノグラフィの作成・流布・販売（刑法227-24条）、性器切除の同意または実行の未成年者への教唆（刑法227-24-1条）が含まれている。

フランスにおける公訴時効—その歴史と現状—

15歳未満の未成年者に対して行われた強姦以外の性的攻撃（刑法222-29-1条）、加重性的侵害（刑法227-26条）	刑事訴訟法8条	20年（被害者が成人に達してから）
刑法222-12条に規定する8日を超える労働不能を引き起こした未成年者に対してなされる加重暴行	刑事訴訟法8条	20年（被害者が成人に達してから）
脆弱な状態にある者に対してなされる特定の軽罪	刑事訴訟法8条	3年（公訴の提起を可能とする条件において当該犯罪が被害者に対して明らかになった日）
秘密裡に行われた犯罪または隠匿犯罪	判例による	3年（公訴の提起を可能とする条件において当該犯罪が明らかなものとなった日から）
司法への信用失墜（刑法434-25条）	刑法434-25条 ⁷⁵	3か月（犯罪遂行の日から）
その他		
出版に関する犯罪	1881年出版自由法65条	3か月（犯罪遂行の日から）
人種差別、女性差別、同性愛嫌悪、差別に関する出版犯罪	1881年出版自由法65-3条	1年（犯罪遂行の日から）

すでにフランスにおける公訴時効制度の通史を素描した際に、一般法とは異なる期間、異なる起算点が多岐にわたる特別規定に定められ、さらには根拠条文なく判例によって認められていることを示したが、表1からも見て取れるように、フランス2017年法による改正以前は、一般法の例外が極めて多く存在したことがうかがえる。こうした状況が、「無秩序」と評さ

75 刑法 434 - 25 条

- ① あらゆる性質の動作、言語、文書または映像によって、公然と、裁判所の行為または裁判に対する信頼を失墜させようとする行為は、司法権の権威またはその独立に侵害を与える性質を帯びる場合に、6か月の拘禁刑および7500ユーロの罰金で罰する。
- ② 前項の規定は、専門的な評論、裁判の変更、破毀または再審を求める行為、言語、文書もしくは映像には適用しない。
- ③ 犯罪行為が文字または視聴覚による報道を手段として行われた場合、責任者の確定に関して、報道を規制する法律の特別規定を適用する。
- ④ いかなる予審行為または訴追が行われることなく、本条に定める犯罪行為が行われた日から起算して満3ヶ月が経過した場合には、公訴権は時効により消滅する。」

れたのである。

「刑事における時効を改正する2017年2月27日の法律第2017-242号」は、2017年2月28日に官報に掲載され、同年3月1日より施行された。このフランス2017年法は、アラン＝トゥレット (Alain Tourret) とジョルジュ＝フェネシュ (Georges Fenech) の手による法案 (Proposition de loi n° 2931 portant réforme de la prescription en matière pénale) をもとに作成されたものである。この法案は2015年7月に提出されたものであるが、公訴時効の改正は、すでに2007年に民事と刑事の時効制度に関する調査報告がなされ、時効期間の延長、公訴時効に関する判例の蓄積を踏まえた公訴時効制度の改正などの提案がなされていた⁷⁶。もっとも、その後に成立した「2008年6月17日の法律第2008-561号」では民事に関する時効の改正のみに限定され、刑事に関する時効については触れられなかった⁷⁷。国民議会法律委員会は、刑事に関する時効の問題を再び取り上げ、アラン＝トゥレットとジョルジュ＝フェネシュによって構成される調査団を2014年12月10日に設置し、調査団は、2015年5月20日に調査報告書⁷⁸を提出した。上記法案も、調査団による調査の延長線上に位置するものである。

調査団による調査、法案の根底に一貫して存在するものは、上で示した公訴時効の「無秩序」な状態の改善と、公訴時効制度の伝統的な存在理由に対してなされた批判を踏まえて現代に合う制度として再構築し、公訴時効制度を維持することにある。調査報告書では、既存の公訴時効制度に関する法律を総括し、既存の制度に欠けている分かりやすさと一貫性を回復させ、犯罪に対する処罰の要請と法的安全の要請との均衡を保障するとして、14の案が提案された。この14の案とは、①出版に関する犯罪、税に関

76 J - J. Hyest, H. Portelli, R. Yung, Rapport d'information N°338 fait au nom de la commission des lois et de la mission d'information de la commission des lois, Enregistré à la Présidence du Sénat le 20 juin 2007, pp.11 et suiv.

77 2008年6月17日の法律第2008-561号を紹介する邦語文献として、香川崇「立法紹介『時効法の改正—民事時効改正に関する2008年6月17日の法律第561号』」日仏法学26巻(2011年)167～170頁。

78 この時の調査報告書が、前掲註68で引用した Rapport d'information N°2778 である。

する犯罪や選挙に関する犯罪など、時効に関して適用される特別規定の維持、②刑事訴訟法7条から9条にかけて規定する公訴時効と刑法133-2条から133-4条にかけて規定する刑の時効につきそれぞれの規定を再構成し、規定の構造の合理化を図る、③国際刑事裁判所ローマ規程29条の規定にフランス法を適合させるために、刑法461-1条から461-31条に規定された戦争に関する重罪の時効を廃止する、④重罪の公訴時効期間を20年とし、特定の重罪に関して公訴時効および刑の時効の期間につき適用除外を認めることを維持する、⑤軽罪の公訴時効および刑の時効の期間を6年とし、特定の軽罪に関して公訴時効および刑の時効の期間につき適用除外を認めることを維持する、⑥違警罪の公訴時効および刑の時効期間を2年とする、⑦公訴時効の期間の起算点を犯罪遂行の日と定める規定の再確認、⑧刑事訴訟法8条3項の削除、⑨未成年者に対して行われた特定の犯罪の起算点をその者が成人になった日とする原則の維持、⑩秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪の公訴時効の期間の起算点に関する判例に対する法的根拠の付与、⑪公訴時効の停止に関する原則の立法化、⑫刑事訴訟法7条に規定されている時効の中断事由の明確化、⑬司法機関が長期間にわたり活動を行わない場合における公訴権消滅の新たな形態の規定、⑭公訴時効に関する規定の厳格解釈の原則の明記、である⁷⁹。調査報告書で提案されたこれらすべての案が採用されたわけではないが、これら案が基礎となり、法案、そしてフランス2017年法へとつながり、今次のフランスの公訴時効制度の改正がもたらされたのである。

それでは、新たな公訴時効制度の概要を眺めることにしよう。フランス2017年法は、まず、公訴時効の期間の延長をもたらした。調査報告書の提案にもあったように、公訴時効の期間を、当該犯罪が行われた日から、重罪につき20年（刑事訴訟法7条1項）、軽罪につき6年（刑事訴訟法8条1項）と、従前の倍の期間に延長したのである⁸⁰。実に、治罪法の制定以来約200

79 Rapport d'information N°2778, pp.73 et suiv..

80 なお、フランス2017年法により改正された条文の邦語訳については、本稿末尾に掲載した「資料：フランス公訴時効関連条文・試訳（2017年改正）」を参照されたい。

年ぶりの一般法の公訴時効期間の見直しである。ここで公訴時効の期間を延長した理由につき、重罪に関する10年の時効期間は最も重大な犯罪の処罰に関する社会の期待に合致したのではなく、軽罪に関しては時効期間を伸ばすことで重大かつ複雑な犯罪の処罰を容易にしうる。DNAに代表されるような新たな捜査手法・技術が発展し、さらには証拠の収集・保存技術も向上したことで証拠の衰弱という点が問題視されるに至った。従来の公訴時効期間は、平均寿命が伸びた現在からみると極めて短すぎる。さらには、他のヨーロッパ諸国の公訴時効期間を比較するに、その多くが公訴時効の期間を延長している。このように説かれている⁸¹。また、重罪と軽罪の公訴時効期間を倍に延長することにより、それぞれの刑の時効の期間⁸²と同様となった。その一方で、違警罪の公訴時効については、調査報告書ではその時効期間の延長が提案されていたものの、違警罪の公訴時効を定める9条の改正は文言の改正にとどまり、当該犯罪が行われた日から1年という公訴時効の期間は維持された(刑事訴訟法9条)⁸³。その理由として、違警罪の大多数が即時に成立する犯罪という性質を有しており、違警罪の公訴時効期間を伸ばすことは無用であるということが述べられている⁸⁴。

フランス2017年法は、また、刑法と刑事訴訟法に分散して規定されていた公訴時効に関する特別規定を、刑事訴訟法に一まとめにして規定する改正を行った。まず、重罪につき、刑法211-1条から212-3条にかけて規定される人道に対する重罪に関して時効で公訴権が消滅することがない旨は、従前は刑法213-5条に規定されていたが、刑事訴訟法7条3項が引き継ぎその旨を規定した。刑法において時効を30年と定めていた人類に対する犯罪、強制失踪、戦争犯罪、および、刑事訴訟法の特別訴訟手続の中で特別に時

81 Rapport n°3540, pp.39 et suiv. なお、平均寿命に関して、現在の平均寿命はナポレオンの時代からほぼ2倍となっていることが示されている。

82 フランス2017年法は、公訴時効のみならず刑の時効の改正をももたらした。すなわち、従前は重罪20年、軽罪5年、違警罪3年とされていたものを、重罪20年、軽罪6年、違警罪3年とするなどの改正が行われている。

83 改正前の違警罪の公訴時効に関する規定については、前掲註72を参照されたい。

84 Rapport n°3540, p.59.

効が30年と定められていたテロ関連犯罪、麻薬の売買に関する重罪、大量破壊兵器および核兵器拡散に関する重罪につき、刑事訴訟法7条2項が引き継ぎその旨を規定した。軽罪についても、刑法において時効を20年と定めていた戦争犯罪、および、刑事訴訟法の特別訴訟手続の中で特別に時効が20年と定められていたテロ関連の軽罪、麻薬の売買に関する軽罪、大量破壊兵器の拡散および核兵器の拡散に関する軽罪につき、刑事訴訟法8条4項が引き継ぎその旨を規定した。さらに、重罪、軽罪とも従前において公訴時効の特別規定を定めていた刑法の規定、刑事訴訟法の特別訴訟手続の規定を廃止した⁸⁵。このように、特別規定に関する公訴時効の根拠条文を刑事訴訟法に統一することで、根拠条文が刑法と刑事訴訟法にまたがる複雑性を解消したのである。

未成年者保護と関連した公訴時効の特別規定も、改正が行われた。この点、すでに確認したように、1989年に未成年者に対して一定の身分にある者が重罪を行った場合にその時効の起算点を繰り下げて以来、時効の起算点の繰り下げの対象となる犯罪を拡大し、また、公訴時効の期間の延長ももたらされており、フランス2017年法による改正前には上表1にまとめたような状況にあったが、これに対しては、「未成年者に対して行われた特定の犯罪の公訴時効に関する規定の相次ぐ展開は、おそらく時効法の不安定性を示す最大の証左となりうるであろう」⁸⁶と評されていた。もっとも、調査報告書では未成年者に対して行われた特定の犯罪の起算点をその者が成人になった日とする原則の維持が提案されていたが、フランス2017年法も、従前と同じく、未成年者に対して行われた刑事訴訟法706—47条に規定する重罪、未成年者に対してなされる刑法222—10条に規定する身体の一部喪失または永続的障害を引き起こす加重暴行に関する重罪、刑事訴訟法706—47条に規定する特定の軽罪でそれらが未成年者に対してなされた場合、

85 なお、麻薬の売買に関する公訴時効を定めていた刑事訴訟法706—31条は3項からなる規定で、1項で重罪の公訴時効が、2項で軽罪の公訴時効が規定されていたが、フランス2017年法による改正によって1項と2項が削除されたために、本条のみ一部改正となっている。

86 Rapport d'information N°2778, p.27.

15歳未満の未成年者に対して行われた強姦以外の性的攻撃（刑法222-29-1条）・加重性的侵害（刑法227-26条）に関する軽罪、刑法222-12条に規定する8日を超える労働不能を引き起こした未成年者に対してなされる加重暴行に関する軽罪につき、時効の起算点を被害者が成人に達してから起算すると定めた。さらに、これもまた従前と同様に、15歳未満の未成年者に対して行われた強姦以外の性的攻撃・加重性的侵害に関する軽罪、および刑法222-12条に規定する8日を超える労働不能を引き起こした未成年者に対してなされる加重暴行に関する軽罪の公訴時効の期間を20年、刑事訴訟法706-47条に規定する特定の軽罪でそれらが未成年者に対してなされた場合の公訴時効の期間を10年とした（刑事訴訟法7条1項、8条2項、3項、9-1条1項）。「未成年者に対して行われた犯罪の時効の延長は、若年ゆえに、犯人が近親者や自らに対して権限を持つものであった場合に、未成年者は自らが被害者となった行為を告発することが一層増して困難であると感じるであろうという事実により正当化される」。このように説かれている⁸⁷。

また、被害者の保護という観点からは、ヒトクローンに関して、クローン製造技術により出生に至った場合、その出生したヒトは長きにわたり自らの出自がクローン技術によって生まれた子供であるということを知らないことが往々にしてありうるものであり、判断能力を有するまで行動する権利を維持する必要があることから、特別に公訴時効期間を延長した30年の期間は、その出生したヒトが成人に達してから起算されると刑法215-4条でさらに特別に規定した⁸⁸。このクローン製造に関する公訴時効に関しては修正しないと、フランス2017年法でもその旨が規定され、根拠条文が刑事訴訟法7条2項、9-1条2項に移され、従前の刑法215-4条を廃止した。

このように眺めると、特別規定に関するフランス2017年法による改正は規定の整理にとどまるものであり、特定の犯罪につき時効期間を延長する

87 Rapport d'information N°2778, p.162.

88 Avis n° 709 de V. Péresse, fait au nom de la commission des lois, déposé le 19 mars 2003 (<http://www.assemblee-nationale.fr/12/rapports/r0709.asp>) .

点、被害者保護の観点から時効の起算点を被害者が成人に達した時点へ繰り下げる点など、その内容は従前通りのまま維持されたのである⁸⁹。それゆえ、特別規定に関する今次の改正に対しては、犯罪によって一般法とは異なる特別な公訴時効の期間が採られ、しかもその期間がまちまちであるという批判を改めたものではないとの指摘がなされている⁹⁰。

その一方で、特定の軽罪が脆弱な状態にある者に対してなされた場合に時効の起算点を公訴の提起を可能とする条件において当該犯罪が被害者に対して明らかになった日に繰り下げるとする刑事訴訟法8条3項⁹¹が削除された。刑事訴訟法8条3項の削除は調査報告書によって提案されているが、これは同じく調査報告書で提案された公訴時効の期間の起算点を犯罪遂行の日と定める規定の再確認とかかわる。すなわち、公訴時効の起算点を犯罪遂行の日とする一般原理を尊重すれば、公訴時効の起算点の繰り下げは、犯罪が実際に訴追することのできる日を正確かつ客観的に確定しうる状況がない限り、これを認めるべきではないとするのである⁹²。ここから、未成年者という極めて限定された状況を除いて、疾患などを理由とした脆弱状

89 なお、未成年者に対して行われた刑事訴訟法706—47条に規定する重罪、および未成年者に対してなされる刑法222—10条に規定する身体の一部喪失または永続的障害を引き起こす加重暴行に関する重罪に関しては、従前は刑事訴訟法7条3項を特に定めて「公訴時効の期間は20年とし、その期間は、当該未成年者が成年に達した時から進行を開始する」としていたが、今次の改正では刑事訴訟法9—1条1項を定めて「公訴時効の期間は、当該未成年者が成年に達してから起算される」とするのみで、時効の期間に関する特別規定は設けられていない。もっとも、今次の改正により重罪に関する公訴時効の期間が20年に延長されているため、未成年者に対して行われた刑事訴訟法706—47条に規定する重罪、および未成年者に対してなされる刑法222—10条に規定する身体の一部喪失または永続的障害を引き起こす加重暴行に関する重罪の公訴時効期間それ自体は、やはり従前通りなのである。この点、国民議会における議論の中で、公訴時効の犯罪の重大性を示す尺度という機能から、重罪に関する一般法の公訴時効の期間が20年に延長されたのであるから、未成年者に対する重罪については一般法よりも長い時効を定めるべきとして、30年という期間の提案がなされたが（Amendement N°1, Amendement N°7）、法案の目的は適用除外の時効の期間を増やすことではないとして、この提案は採り上げられなかった。

90 Vergès, op.cit., p.93.

91 改正前の刑事訴訟法8条3項については、前掲註71を参照されたい。

92 Rapport d'information N°2778, p.108.

態にある被害者に関しては、その日を自らの肉体的な状態の推移に係らしめるものであって、正確性、客観性を欠くものであり、司法の安定性が保たれないと説かれた⁹³。こうして、今次の改正以降は、従前刑事訴訟法8条3項に規定されていた特定の軽罪が脆弱な状態にある者に対してなされた場合でも一般法が適用され、当該軽罪が行われた日から6年で公訴時効にかかることとなったのである。また、特別規定の削除との関係では、司法への信用失墜の公訴時効の期間は当該犯罪が行われた日から3ヵ月と規定する刑法434-25条4項⁹⁴を削除した。これにより、司法への信用失墜に対しても以後軽罪の公訴時効に関する一般法が適用され、当該犯罪が行われた日から6年で公訴時効にかかることとなった。

ところで、時効の期間に関しては、調査報告書は戦争に関する重罪の時効の廃止を提案しており、法案も、また、「刑法211-1条から212-3条および刑法典第4編の2に規定される重罪の公訴権は、時効によって消滅することがない」⁹⁵と規定した。政府も、また、人道に対する重罪と関連する戦争に関する重罪につき時効の廃止を提案するとして、法案よりも制限的ではあるが、戦争に関する重罪の時効の廃止を提案していた⁹⁶。しかし、こうした提案は、元老院の賛同を得るには至らなかった。すなわち、元老院は、戦争に関する重罪に適用される30年の時効期間は十分であるし、時効により公訴権の消滅ないという例外性を通じて人道に対する重罪の特別性を保持することが望ましいと判断したのである。こうして、上で示したように、戦争に関する重罪の公訴権も時効によって消滅し、その期間は犯罪が行われた日から30年として従前通りの内容が維持されたのである（刑事訴訟法7条2項）。

93 Rapport d'information N°2778, p.109.

94 刑法 434 - 25 条 4 項については、前掲註 75 を参照されたい。

95 Proposition de loi n° 2931 portant réforme de la prescription en matière pénale, Article 1^{er} ⑥. なお、刑法典第4編の2とは「戦争に関する重罪および軽罪」(Des crimes et des délits de guerre)で、「第1章 戦争に関する重罪および軽罪」(刑法 461 - 1 条～461 - 31 条)、「第2章 特別規定」(刑法 462 - 1 条～462 - 1 条)から成る。

96 Amendement N° CL11.

その他、刑法、刑事訴訟法以外が規定する犯罪との関係でも、公訴時効の期間の検討が行われた。すなわち、調査報告書でも出版に関する犯罪をはじめとした特定の犯罪につき適用される時効の特別規定の維持が提案されており、フランス2017年法による改正でも、これら特定の犯罪に対する特別規定は維持されている。すなわち、従前通り出版に関する犯罪については犯罪遂行の日から3か月で時効となり（1881年出版自由法65条）、人種差別、女性差別、同性愛嫌悪、差別に関する出版犯罪については犯罪遂行の日から1年で時効となる（1881年出版自由法65—3条）。税に関する犯罪についても、従前通り一般法と同じ期間で時効になるとされたが、軽罪の時効が6年に延長されたことに伴い、税に関する違警罪に関しては特に3年と定められた（関税法典L351条）。選挙に関する犯罪についても、選挙結果の公表の日から6か月で時効となることが維持されている（選挙法典L114条）。なお、出版に関する犯罪の公訴時効との関係で付言すれば、デジタル機器の発展に伴ったインターネットを通じて行われる出版犯罪の時効について議論が行われた。インターネットを通じた出版犯罪も、従前は1881年出版自由法65条により3か月で時効にかかっていたが、そもそも1881年出版自由法65条が3か月という短い期間で時効の成立を認めていた理由は、刊行物の出版に基づく名誉毀損や侮辱が一時的なものであるという点にある。しかし、インターネットの出現がこうした状況に変化をきたし、インターネットを用いて名誉毀損や侮辱などの出版犯罪が行われた場合、サイバースペースにおいてその内容が一定程度の期間存続するうえ、検索を行うことによってその内容に容易に行き着くことができるようになったのであって、その意味で出版犯罪に一定の永続性をもたらしたと評価できるとされたのである。こうした点を踏まえて、インターネットと1881年出版自由法との関係に関する調査報告書は、インターネットを通じて行われた出版犯罪の時効期間を延ばすことを提案した⁹⁷。この提案をもとに、元老院はインター

97 F. Pillet, T. M. Soilihi, Rapport d'information N°767 fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale relatif à l'équilibre de la loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse à l'épreuve d'Internet.

ネットを用いた出版犯罪の時効を3か月から1年に延長することを望んだが、国民議会は修正の必要はないとして、両者の合意には至らなかったのである。

フランス2017年法は、新たに刑事訴訟法9-1条3項で、「秘密裡に行われた犯罪」・「隠匿犯罪」(l'infraction occulte ou dissimulée)の公訴時効に関する特別規定を定めた。秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪とは、論者によれば「不可視犯罪」(infraction invisibles)とも呼ばれるが⁹⁸、訴追機関の認知を妨げる犯罪のことをいう。犯罪が行われた日から時効の期間が起算されるとする公訴時効の一般法の存在から、これら犯罪は、たとえ実行されても訴追機関が犯罪それ自体を認知しないのであるから、捜査や訴追が行われることなく時が経過し、そのため時の経過の恩恵に浴し、犯罪自体が発見されることなく時効により公訴権の消滅に達しようという独自性を有することとなる。そのため、公訴権の時効による消滅を防ぐためには犯罪が行われた日から時効の期間が起算されるとする原理の例外を規定しなければならない。もっとも、従前は、未成年者に対して行われる性犯罪をはじめとした特定の犯罪、特定の軽罪が脆弱な状態にある者に対してなされた場合に限定してこの原理の例外を立法上認めてきたが、判例は、立法によらず不可視犯罪の公訴時効の起算点の繰り下げを認めてきた。すなわち、そうした判例こそ、その罪質が人目につきにくく犯罪が行われたことを被害者や訴追機関が把握しにくい犯罪であることを理由に時効の起算点を遅らせる判断を行った破毀院刑事部判決である。すでに確認したように、背任罪において時効の起算点を遅らせる判断を行って以来、刑事部は会社財産の濫用、公金私消、虚偽広告、横領、贈収賄などに同様の判断を拡張してきたが、とりわけ経済犯罪や金融犯罪にこうした判断が適用されている。「裁判官は、特定の『巧妙な』犯罪の公訴時効の起算点を、公訴提起を可能とする条件において犯罪が明らかとなりかつ確認できた日に繰り下げる決定を下している」⁹⁹とされるが、この

98 A. Darsonville, *Recul du point de départ de la prescription de l'action publique et suspension du délai: Le flou actuel et à venir?*, AJ Pénal n° 6, 2016, p.306.

99 Rapport n°3540, p.89.

「公訴提起を可能とする条件において犯罪が明らかとなりかつ確認できた日」という文言は、その罪質が人目につきにくく犯罪が行われたことを被害者や訴追機関が把握しにくい不可視犯罪でよく用いられる言い回しである。ところで、不可視犯罪につき公訴時効の起算点の繰り下げを認めることは、制定法によらず時効の起算点の原則の例外を認めるものであり、法的安定性を欠くという批判が加えられてきた。こうした批判をかわすために、調査報告書において、秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪の公訴時効の期間の起算点に関する判例に法的根拠を付与することが案として出されたのである¹⁰⁰。「逆に、公訴時効の起算点を常に犯罪遂行の日とすることは、不透明かつ巧みな犯罪者を励ますことであり、最も『巧妙な』犯罪の処罰の障害となるものである」。このように説かれている¹⁰¹。

ところで、判例が公訴時効の起算点の繰り下げを認めてきた不可視犯罪を眺めるに、そこには二つの犯罪類型が存在するとされる。すなわち、一つが非公然性（la clandestinité）が犯罪に必要な構成要素である場合で、本来的な秘密裡に行われた犯罪ないし非公然犯罪（les infractions occultes ou clandestines）である。もう一つが、犯罪の発覚を妨げることを目指して隠匿手段を用いて行われた場合で、隠匿犯罪（les infractions dissimulées）である。そして、前者には、背任罪、会社財産の濫用、私的生活の侵害、虚偽広告、子供の偽装・隠匿、公金私消、詐欺などが該当し、後者には、会社財産の濫用、贈収賄、公契約における参入の自由と候補の平等性の侵害、脱税、利益の不正な取得などが該当するとされる¹⁰²。新たに規定された刑事訴訟法9-1条3項は、これら秘密裡に行われた犯罪と隠匿犯罪につき、その公訴時効の起算点を、公訴の提起を可能とする条件において当該犯罪が明らかなものとなり、かつ確認できた日と定めた。この文言は、これまで判例が不可視犯罪に対して下していた判断をそのまま規定したものであり、フランス2017年法により不可視犯罪に対する判例の判断に法的根拠が与え

100 Darsonville, op.cit., p.307.

101 Rapport n°3540, p.91.

102 Rapport n°3540, p.90.

られたのである。さらに、刑事訴訟法9-1条4項において「秘密裡に行われた犯罪とは、その構成要素を理由として、被害者にも司法機関にも認知されえない犯罪である」と定め、同条5項で「隠匿犯罪とは、犯罪の発覚を妨げる目的という特徴が明確に示された全ての手立てを故意に成し遂げる犯罪である」と定めた。こうして、秘密裡に行われた犯罪、隠匿犯罪にも、法律上の定義を与えたのである。

もっとも、こうした秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪に対する公訴時効の特別規定の新設に対しては、批判も加えられている。例えば、今次の改正で隠匿犯罪に法律上の定義が与えられたが、隠匿犯罪の類型は、過度に広げられる可能性があるというのがその一つである。隠匿犯罪は、その定義上犯罪の構成要素に基礎をおいているのではなく、犯罪の隠匿を目的とした故意の画策にその基礎がある。ところで、犯罪の行為者がそもそも犯罪の存在を公にすることは極めてまれであるし、行為者はどのような犯罪でも少なくとも何らかの発覚を妨げるための手段を講じるのであるから、隠匿犯罪を緩やかに解釈するのであれば、時効の起算点の繰り下げとなる隠匿犯罪は今まで以上に広がる危険性を含んでいる。そうすると、法的安定性を確保するために不可視犯罪およびその特別な公訴時効を法定したにもかかわらず、結果的に法的安定性の確保につながらない。こうした批判である¹⁰³。その他、秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪については、犯罪が明らかになってから時効が経過し始めるのであるから、實際上この規定は検察官に対して時効の原理に反していつまでも訴追を可能とするものであり、実質的にはこれら犯罪には時効がないのと同様であるとの批判もなされている¹⁰⁴。この点、確かに法案段階では、秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪の時効期間の上限が設けられていなかったために、こうした批判も数多くなされていた。しかし、元老院の発案に基づき、秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪につき時効により消滅することがないということを守るために、時効期間の上限を設けることによって時効の起算点の繰り下げに制

103 Darsonville, *ibid.*; Vergès, *op.cit.*, p.96.

104 P.Farge, *Attendre et espérer*, AJ Pénal, n°.6, 2016, p.293; Darsonville, *ibid.*

限をかけた。すなわち、秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪の時効の期間は、犯罪が行われた日から起算して重罪については満30年、軽罪については満12年を超過することはできないとされたのである（刑事訴訟法9-1条3項）。したがって、必ずしも法案段階のこうした批判は妥当しなくなっている。しかし、例えば重罪につき30年という上限期間を設けたことに対して、それが極めて長いものであるという批判は、2017年法制定後も与えられている¹⁰⁵。

フランス2017年法は、時効の中断に関する規定の整備も行った。従前は、重罪、軽罪、違警罪とも「予審行為」および「訴追行為」が時効の中断事由として規定されていた（刑事訴訟法7条、8条、9条）。もっとも、この規定は過度に制限的なもので、今日では、予審判事またはその共助の囑託を受けて司法警察職員が行う犯罪の証拠収集といった予審行為以前に、捜査の大多数が予備捜査（l'enquête préliminaire）において実現されているという現状にあった。ところで、すでに判例が現行刑事訴訟法において予備捜査として整備される以前の非公式捜査や検察官の指示に基づく司法警察員による記録手続の作成などを中断事由として認めていたことは確認したが、こうした現状の中で、破毀院は、予審の現状に適合させるために予審行為を過度に拡張して解釈し、証拠の収集や犯人の捜索といった犯罪を確認することを目的とするすべての行為を中断事由として理解していた。さらに、訴追行為についても、訴追の実施を目的とした、予審請求などの検察官によってなされる行為、および、予審裁判所での私訴原告人になることの申し立てなど被害当事者によってなされる行為がこれに含まれるほか、大審裁判所検事正が刑事訴訟法41条に基づき司法警察の長に告訴を伝える「告訴の伝達」や無効と宣告された召喚の結果でない限りにおいて終局判決であるか中間判決（avant - dire droit）であるかを問わずすべての判決が中断事由とされるなど、その解釈の拡張が見られた¹⁰⁶。こうした中断事由の解

105 Vergès, op.cit., pp.96 - 97.

106 判例の予審行為、訴追行為の解釈につき、Bouloc, supra note 26, pp.197 et suiv. ; Rapport d'information N°2778, pp.66 et suiv..

積の判例の拡張化は、判例の必罰主義のあらわれであるとされる¹⁰⁷。調査報告書は、こうした公訴時効の中断に関する判例の蓄積を踏まえて公訴時効の中断事由の明確化の提案を行い¹⁰⁸、規定の整備が行われたのである。

フランス2017年法は、刑事訴訟法9-2条1項で、公訴時効の中断事由を規定した。同条1号において、検察官の予審開始請求または追加的請求（刑事訴訟法80条、82条）、被害当事者による予審判事に向けた公訴権の発動を義務付ける告訴（刑事訴訟法87条、88条）、軽罪裁判所の審理の受理（刑事訴訟法388条）、違警罪裁判所の審理の受理（刑事訴訟法531条、532条）、出版犯罪の捜査を目的とした請求（1881年出版自由法65条）が、中断事由として規定された。2号では、犯罪の犯人の捜索および訴追を目的とした、検察官によりなされる捜査上の全ての行為、司法警察官または司法警察の権限の行使を許可された職員により行われる全ての記録手続が中断事由として規定された。3項では、犯罪の犯人の捜索および訴追を目的とした、予審判事、予審部または司法官、およびそれらの代理の資格で司法警察官によってなされる、刑事訴訟法79条から230条に規定された全ての予審行為が中断事由として規定された。4項では、無効でない限りにおいて、確定していない場合を含む全ての判決が中断事由として規定された。このように、判例の解釈を取り入れる形で公訴時効の中断事由の明確化が図られたのである。また、フランス2017年法は、中断の効果の明確化も果たした。すなわち、刑事訴訟法9-2条2項が、中断により再び経過し始める期間を当初と同じ期間と定めたほか、同条3項が、時効の中断を関連性のある犯罪に広げ、さらに行為または判決の対象とされていない共同正犯や共犯にも適用されると定めたのである。

その他、フランス2017年法は、公訴時効の停止についても、規定を整備した。公訴時効の停止とは、これまでにすでに進行した公訴時効期間を無に帰するとする中断とは異なり経過する時間を止める措置であり、公訴提起を不可能にする障害がある場合に、その障害が消失するまでの間公訴時

107 Bouloc, op.cit., p193; Pradel, op.cit., p201.

108 Rapport d'information N°2778, pp.113 et suiv..

効の進行を停止するものである。ところで、従前は、刑事仲裁（*médiation pénale*）を実施した場合に公訴権を停止するとする刑事訴訟法41-1条、租税犯罪につき訴追に租税犯罪委員会の答申が必要な場合においてその付託の日から最大6カ月の間公訴権を停止するとする租税手続法典L228条・L230条、大統領の刑事上の問題についてはその任期が終わってから1カ月が経過するまでは時効の期間の停止を認めるとする憲法67条など、法は、公訴時効の停止につき、極めて限定的な場合に限ってこれを規定していた。それゆえ判例は、法律上の障害または越え難い事実的障害（*obstacle de droit ou de fait insurmontable*）を理由として訴追当事者が行動を起こすことが不可能である場合に、訴追、ひいては処罰を可能とするためには時効の停止を認める介入をせざるを得なかった。しかし、このことは立法によらずして時効を停止しうる要件を定めることを認めるものであり、それゆえこうした状況に対しては批判がなされていた。ところで、事実的障害をめぐっては、2014年11月7日の破毀院大法廷判決¹⁰⁹を契機に、光が当てられた。事案は、2010年7月に2体の新生児の死体が偶然に発見されるまで殺害から10年以上にわたり8人の新生児の遺体が隠されたままであったが、立会人なく出産したために周囲が人目に触れず生まれた子供の行方、さらには死亡を気にかけることができなかったというものである。破毀院大法廷は、ここで「もし刑事訴訟法7条1項に従って公訴権が重罪が行われた日から時効となるのであれば、時効は訴追の実行の越え難い障害の場合に停止する」と述べた。停止の運用に対する批判を踏まえ、この判例が示した解決に法的根拠を与え、時効の停止に関する規定の法的安定性を強めることを目的として、調査報告書において、公訴時効の停止に関する原則の立法化が提案されたのである¹¹⁰。フランス2017年法により新たに規定された刑事訴訟法9-3条は、「法によって規定された全ての法律上の障害、または、越え難くかつ不可抗力と同視されうる全ての事実上の障害で、それによって公訴の提起が不可能となる場合には、時効を停止する」として、判例を立法

109 Cass., ass. Plén., 7 novembre 2014, D.2014.2304 et 2498, note R. Parizot, Bull. n°1.

110 Rapport d'information N°2778, p.112.

化する形で公訴時効の停止を定めている。

以上が2017年法により改正されたフランスの公訴時効制度の概要である。重罪の公訴時効について定めた刑事訴訟法7条、軽罪の公訴時効について定めた刑事訴訟法8条、違警罪の公訴時効について定めた刑事訴訟法9条のわずか3か条しか置かれていなかった従前の公訴時効制度と比較すると、刑事訴訟法7条から9-3条まで6か条に増え、しかも、内容としても重罪、軽罪の公訴時効期間を延長したほか、秘密裡に行われた犯罪・隠匿犯罪の公訴時効、公訴時効の中断事由やその効果、公訴時効の停止事由を明確にした今次の改正は、確かにフランス公訴時効制度に関する規定を全面改正したとも捉えることができよう。もっとも、これもまた確認したように、重罪および軽罪の公訴時効期間の延長以外は、刑法と刑事訴訟法にまたがって規定されていた公訴時効の特別規定を内容はそのままに刑事訴訟法に一まとめにし、また、判例においてすでに運用されていた内容を刑事訴訟法の規定にそのまま落とし込んだものにすぎない。「フランス2017年法は実定法をほとんど修正することなく、判例の進化をまとめそれを明確化したものである」。このように評されている¹¹¹。

むすび

公訴時効は、制度としてフランス古法以来維持されてきた一方で、時の経過という事実のみをもって犯人に不処罰を与えるものであるから学説上絶えず批判が加えられてきたことはすでに見たとおりであるが、同様に、立法者および判例に対して否定できない反感を生じさせることも指摘されている¹¹²。また、判例それ自体は、公訴時効制度を快く受け入れるというよりは、むしろ受忍しているともされる¹¹³。そのため、犯人の不処罰を避けるために時効の期間を引き延ばし、犯人の訴追を可能とする技術が立法および判例によって発展してきたのである。公訴時効制度の伝統的

111 Vergès, *op.cit.*, p.97.

112 J.Pradel, A. Varinard, *Les grands arrêts de la procédure pénale*, 9^eéd., Paris, 2016, p.101.

113 Bouloc, *op.cit.*, p.183.

な存在理由を取り巻く状況の変化も、これを後押しした。そうした技術こそ、時効の起算点の繰り下げ、時効の中断、時効の停止である¹¹⁴。今後の改正ではこれらを刑事訴訟法に規定することによって、とりわけ犯人の不処罰を避けるために判例が構築した技術に法的根拠を与えた。さらに、重罪および軽罪の公訴時効の期間それ自体も二倍に延長がなされ、それぞれ20年、6年となった。結果的に、フランス2017年法による改正により、犯罪の発生からかなりの時間が経過しても訴追が可能となったといえよう。ところで、公訴時効制度の現代的な存在理由として「合理的な期間内に裁判を受ける権利」からの公訴時効の正当化が図られていることはすでに確認したが、フランス2017年法をこの点から照射した場合、どのように映るのであろうか。この点、「今後の刑事時効の改正はこれまで以上に多くの犯罪者を処罰することに寄与するのみであり、犯罪に対する処罰の時を促進するものではない」との指摘がなされている¹¹⁵。

このように、フランスでは、公訴時効制度という網を依然として広げているものの、その目を細かくしてそこを通ることのできる場合を極端に限定的にすることにより一定程度の時が経過した場合でも訴追の可能性、処罰の可能性を残すことに成功したのである。これが現在のフランス公訴時効制度の到達点である。

もとより本稿はフランス2017年法により改正された公訴時効制度を概観することによってフランス公訴時効制度の現在の到達点を把握することをその目的とするものであり、本稿が一応達したフランス公訴時効制度の現在の到達点それ自体の検討を行おうとするものではない。そこで引き続きこうした検討に移らねばならないが、すでにこれまででかなりの紙幅を費やした。フランス公訴時効制度の現在の到達点の是非を含めた検討については、別稿として他日に期すこととしたい。なお、こうしたフランス公訴時効制度の現状とそれに至る歴史を踏まえて、日本法は何を見るべきであろうか。最後に若干ではあるがこの点に触れてから稿を締めくくることに

114 Darsonville, op.cit., p.307.

115 Bouloc, supranote 42, p297.

したい。

わが国では、かねてより公訴時効制度の存在理由につき、いくつかの見解が唱えられてきた。すなわち、時の経過により犯罪の社会的影響が減衰し可罰性が消滅ないし減少することに求める実体法説、時の経過により証拠が散逸し適正な裁判の実現が困難になることに求める訴訟法説、一定の期間訴追されていないという被告人の事実状態を尊重して国家は訴追権そのものの発動を抑制すべきとの要請に求める新訴訟法説がそれである。そして、こうした公訴時効制度の存在理由について、論者によれば、「時、ところを問わず期せずして一致している」と説かれている¹¹⁶。翻ってフランスの公訴時効制度の伝統的な存在理由を眺めるとき、こうした指摘はなるほど首肯しうるところである。しかし、刑事司法の進化がこうした伝統的存在理由に影を落としたことも、本稿で確認したとおりである。すなわち、被害者の地位の変化に伴い、公訴時効に被害者という視点を取り入れた特別規定を定めるに至った。公訴時効が、何の／誰のための制度かという点で、変質がもたらされたといえよう。他方、わが国の公訴時効制度の存在理由は、学説上依然として実体法説、訴訟法説、新訴訟法説が維持されており、被害者の地位の変化に伴う新たな学説は、管見の限りあまり唱えられていないように思われる。しかし、フランスにおいてなされたと同様、被害者という観点からの公訴時効制度の捉えなおしが議論となることは当然予想しうる。事実、わが国の2010年の公訴時効改正には、殺人などの凶悪・重大犯罪につき公訴時効を見直すべきとする被害者遺族団体の強い要望がその背景となったことは周知の事実であるし、2017年の性犯罪規定の改正に当たっても、性犯罪の公訴時効につき、とりわけ被害者が年少者である場合の扱いが議論されているのである。この点、刑事司法を取り巻く状況を全く無視して制度を考えることは適切ではなく、その時々々の状況を踏まえて制度や意義を捉えなおすという考察は不可欠であろうし、場

116 井戸田侃「公訴時効理論の再構成—その機能と位置づけについて—」『刑事訴訟理論と実務の交錯』（有斐閣 2004年）105頁。

合によっては時代に応じた改正が必要になることも出てこよう¹¹⁷。しかし、その時々状況をどこまで踏まえるかが問題である。ことに被害者に関しても、その地位の変化に伴い、刑事手続や刑事政策においてその埒外におくことは、今やわが国においてももはや妥当性を欠くものとなっている。しかし、その反面、犯罪被害者（あるいはその遺族）に特権的資格が付与され、その要求が刑事政策の形成・実施において専門家の見解よりも優越するものとして扱われていることも指摘されており¹¹⁸、2010年の公訴時効改正がその好例であるともされている¹¹⁹。「時効制度は真犯人を逃がすことになり不当である」、このような声も聞かれたところである。ところで、公訴時効は、時の経過という事実のみをもって犯人に不処罰を与えるものであるが、ただ単に時が経過したことを理由に犯人に不処罰を与えるものではない。そこには、刑事手続における有罪の証明は歴史的証明であり、構造的にも誤判の可能性を常に内包するものであって、そこには一定程度の時間的な制約があるという前提があるのである。2010年改正を通じてすでに一定程度組み込まれている感はあるものの、今後さらに被害者という観点から公訴時効制度を捉え直す際には、こうした公訴時効制度の前提理念を意識しつつ、どこまで組み込むことができるかを含めて検討する必要があるように思われる。

また、捜査技法、科学捜査の発展と証拠としてのDNAという点も、わが国が見るべき点であるように思われる。この点、フランスではDNAが犯罪発生から19年後の事件解決を導いたとして、技術の進歩が証拠の衰弱を根拠とした公訴時効制度の存在理由に疑義をもたらしたことはすでに見たとおりであるが、わが国においても技術の進歩が公訴時効期間の延長、廃止の主張の根拠として取り上げられることがある。しかし、近時のわが国の刑事再審事件を眺めるに、確定判決の有力な証拠となった遺留DNAと元被

117 この点につき、拙稿「近時の立法動向と罪刑法定主義の再認識」内田博文先生古稀祝賀（法律文化社 2016年）126頁以下。

118 宮澤節夫「エピローグ：ポピュリズム刑事政策の到来と批判的立場への課題」菊田幸一ほか編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』（日本評論社 2007年）583頁。

119 白取・前掲「公訴時効制度『見直し』法案への疑問」2頁。

告人のDNAが一致するという鑑定が再鑑定により一致しないことが明らかになったことが有力な決め手となって再審開始決定が下された事案が一定程度存在するなど、DNA型鑑定が新証拠として意義を持ったものが散見される¹²⁰。このことは、確かに技術の進歩によりDNAが証拠として取り上げられるようになったものの、しかしその鑑定の精度は必ずしも十分なものであるとはいえないということを示しているといえまいか。この点、フランスでもDNA型証拠、技術の進歩に対してこれを懐疑的に眺める論者もいるし¹²¹、わが国でも「刑事事件におけるDNA鑑定はなお発展途上にあり、必ずしも時効を廃止するだけの制度を有してはいない」とされているのである¹²²。こうした点を踏まえて、技術の進歩と公訴時効との関係についても、慎重な検討が必要であるように思われる。

120 近時の再審の動向につき、拙稿「再審法制の歴史と理念」九州再審弁護団連絡会出版委員会編『緊急提言！刑事再審法改正と国会の責任』（日本評論社 2017年）249頁以下。

121 Boccon — Gibod, *op.cit.*, p.299.

122 白取祐司『刑事訴訟法 [第9版]』（日本評論社 2017年）247頁 註）19。

資料：フランス公訴時効関連条文・試訳（2017年改正）

第7条 2017年2月27日法律第2017-242号第1条による改正

- ① 重罪の公訴権は、当該犯罪が行われた日から起算して満20年が経過することによって、時効により消滅する。
- ② 刑事訴訟法706-16条、706-26条および706-167条、刑法214-1条から214-4条および221-12条ならびに刑法典第4編の2に規定される重罪の公訴権は、当該犯罪が行われた日から起算して満30年が経過することによって、時効により消滅する。
- ③ 刑法211-1条から212-3条に規定される重罪の公訴権は、時効によって消滅することがない。

第8条 2017年2月27日法律第2017-242号第1条による改正

- ① 軽罪の公訴権は、当該犯罪が行われた日から起算して満6年が経過することによって、時効により消滅する。
- ② 刑事訴訟法706-47条に規定されている軽罪が未成年者に対して行われた場合の公訴権は、当該未成年者が成年に達してから起算して満10年が経過することによって、時効により消滅する。但し、刑法222-29-1条および227-26条に規定された軽罪はこの限りではない。
- ③ 刑法222-12条、222-29-1条および227-26条に規定されている軽罪が未成年者に対して行われた場合の公訴権は、当該未成年者が成年に達してから起算して満20年が経過することによって、時効により消滅する。
- ④ 刑事訴訟法706-167条に規定されている軽罪で10年以下の拘禁刑で処罰される場合、刑法421-2-5条から421-2-5-2条に規定された軽罪を除く刑事訴訟法706-16条に規定される軽罪および刑事訴訟法706-26条に規定される軽罪ならびに刑法典第4編の2に規定される軽罪の公訴権は、当該犯罪が行われた日から起算して満20年が経過することによって、時効により消滅する。

第9条 2017年2月27日法律第2017-242号第1条による改正

違警罪の公訴権は、当該犯罪が行われた日から起算して満1年が経過することによって、時効により消滅する。

第9-1条 2017年2月27日法律第2017-242号第1条による規定

- ① 刑事訴訟法706-47条ならびに刑法222-10条および222-12条に規定される重罪および軽罪が未成年者に対して行われた場合、その公訴時効の期間は、当該未成年者が成年に達してから起算される。
- ② 刑法214-2条に規定される重罪の公訴時効の期間は、子供が出生に至った場合においては、当該子供が成年に達してから起算される。
- ③ 刑事訴訟法7条1項および8条1項の規定にかかわらず、秘密裡に行われた犯罪または隠匿犯罪 (l'infraction occulte ou dissimulée) の公訴時効の期間は、公訴の提起を可能とする条件において当該犯罪が明らかなものとなり、かつ確認できた日から起算される。但し、時効の期間は、犯罪が行われた日から起算して軽罪については満12年、重罪については満30年を超過することはできない。
- ④ 秘密裡に行われた犯罪とは、その構成要素を理由として、被害者にも司法機関にも認知されえない犯罪である。
- ⑤ 隠匿犯罪とは、犯罪の発覚を妨げる目的という特徴が明確に示された全ての手立てを故意に成し遂げる犯罪である。

第9-2条 2017年2月27日法律第2017-242号第1条による規定

- ① 公訴時効の期間は、以下の事由により中断される。
 1. 検察官または私訴原告人による、公訴をなすことを目的としてなされる行為で、刑事訴訟法80条、82条、87条、88条、388条、531条および532条、ならびに出版の自由に関する1881年7月29日の法律第65条に規定された全ての行為

2. 犯罪の犯人の捜索および訴追を目的とした、検察官によりなされる捜査上の全ての行為、司法警察官または司法警察の権限の行使を許可された職員により行われる全ての記録手続
 3. 犯罪の犯人の捜索および訴追を目的とした、予審判事、予審部または司法官、およびそれらの代理の資格で司法警察官によってなされる、刑事訴訟法79条から230条に規定された全ての予審行為
 4. 無効でない限りにおいて、確定していない場合を含む全ての判決
- ② 1号から4号に規定されている全ての行為または判決は、当初の期間と等しい期間の時効の期間を経過させる。
- ③ 本条は、行為または判決の一つにより対象とされていない正犯または共犯、および関連性のある犯罪 (infractions connexes) にも適用される。

第9-3条 2017年2月27日法律第2017-242号第1条による規定

法によって規定された全ての法律上の障害、または、越え難くかつ不可抗力と同視されうる全ての事実上の障害で、それによって公訴の提起が不可能となる場合には、時効を停止する。